

社会福祉方法論の着眼点と論点に関する予備的考察

A preliminary consideration of the social welfare and social work methodology

峯 山 太

Futoshi SAKOYAMA

1. はじめに：本稿の目的と視座

本稿の目的は、わが国における社会福祉方法論（以下、「方法論」という。）の展開性を3つの着眼点から予備的に考察し、その論点を提示することにある。

近年の社会福祉ならびにソーシャルワークでは、地域包括支援と関係機関の協働を鍵概念とした、分野横断・レベル縦断および資源開発を柱とする地域を基盤としたジェネラリストとしてのソーシャルワーカー像が打ち出されており、そうした政策動向に依拠して社会福祉士養成カリキュラム（以下、「カリキュラム」という。）の改編が予定されている¹⁾²⁾。

また、こうした政策動向の一方で、実践を支える方法論の検討は社会福祉の課題としてこれまで取り扱われてきた。遡れば、方法論の研究は社会福祉本質論争とも関連づけられてきたが（真田1979；吉田1995）、そうした中であっても社会福祉（学）全体との関連からも、その重要性と必要性が示されてきた（cf. 岡村, 1976；岡村・高田・船曳, 1979；野坂・秋山, 1981；仲村・松井, 1981；小松, 1983；仲村・小松, 1984；野坂・秋山, 1985；太田, 1992；硯川, 1995；岡本, 2002）。そして、社会福祉士国家資格の成立以降は、主にカリキュラムの標準化の観点か

らその内容が検討されてきたといえる。

そうした中であって、今日の方法論の検討で求められるのは、このような経緯や政策動向を批評するのではなく、むしろその必然性を認識しつつ、その担い手としてのソーシャルワーカーの存在意義や必然的必要性を示すことではないかと考える。言い換えれば、方法論は地域を基盤としたジェネラリスト・ソーシャルワークを展開する上での理論的基盤になるという点で今日においても重要な課題であるといえる。

以上の観点から、本稿では方法論を検討するための着眼点として、政策動向、実践理論、教育の3つを設定し、それぞれの論点について言及する。いずれもテーマが大きく十分な検討はむずかしいが、一先ずの到達点を見いだすことで今後の研究の方向性を示したい。

2. 政策動向の観点—最近の政策動向にみるソーシャルワーカー像

この節ではソーシャルワークをめぐる今日の社会福祉政策に関する最近の報告書を、地域共生システムの構築に関わるものとソーシャルワーク専門職養成に関わるものに分けて概観する。これらは今後の社会福祉政策の方向性を示すものであり、施策化・事業化さ

れていく際の根拠になるといえるからである。

1) 包括的相談体制を基盤とする地域共生システムの構築の観点

ここではこれからの社会福祉全体の方向性を示す2つの報告書を取り上げる。

i. 「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」の最終とりまとめ（平成29年9月12日）

これは「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられる地域共生社会の実現を政策的に検討したものである。総論と3つの各論で構成され、市町村での包括的な支援体制の構築を意図した内容となっている。総論（今後の方向性）では、①地域共生が文化として定着する挑戦、②「待ち」の姿勢から、「予防」の視点に基づく、早期発見、早期支援へ、③専門職による多職種連携、地域住民等との協働による地域連携、④「支え手」「受け手」が固定されない、多様な参加の場、働く場の創造、⑤「点」としての取組から、有機的に連携・協働する「面」としての取組へ、の5点が提起される。また、各論1は「市町村における包括的な支援体制の構築」であり、「他人事を『我が事』に変えていくような働きかけをする機能」「『複合課題丸ごと』『世帯丸ごと』『とりあえず丸ごと』受け止める場」「市町村における包括的な相談支援体制」といった社会福祉法第106条の3第1項に関する内容に言及している。そして、各論2は「地域福祉（支援）計画」、各論3は「自治体、国の役割」であり、厚生労働省はこれを受け、社会福祉法第106条の3に基づく指針の策定、地域福祉計画のガイドラインの改定、「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めるとした。

ii. 「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地

域共生社会推進検討会）」の中間とりまとめ（令和元年7月19日）

これは、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策の検討、今後社会保障において強化すべき機能、多様な社会参加と多様な主体による協働を推進するための方策を議論したものであり、以下の3項目で構成される。「福祉政策の新たなアプローチ」では、現行の現金・現物給付の制度に加え、専門職の伴走型支援によりつながり続けることを目的とするアプローチ機能の充実を求める。次に「具体的な対応の方向性」では「包括的支援体制の整備促進のための方策」と「多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の促進」の2点を提起する。最後に、「今後の主な検討項目」では「参加支援の具体的内容」「広域自治体としての都道府県の役割」「包括的支援体制の圏域、協議体、計画、人員配置等のあり方」「保健医療福祉の担い手の参画促進」を挙げている。そして、「断らない相談支援」を中核とする包括的な支援体制の構築などに向けて今後も検討を続けるとされた。

これら2つの報告書では、いずれも今後の方向性として、包括的な相談支援体制を柱とした地域共生システムの構築が構想されている。また、そのための方法として住民を含む多様な関係者の連携・協働を前提とする施策が提起され、市町村レベルでのネットワーク形成と総合相談システムの構築、ならびにその中核的担い手としてソーシャルワーカーの存在が想定されている点に特徴を見ることができる。

2) ソーシャルワーク専門職養成の観点

ここでは上記で担い手とされたソーシャルワーカーのあり方を示すものを概説する。

i. 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専

門委員会報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」（平成30年3月27日）

この報告書は総論と各論で構成される。総論では、まず「子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』の実現を目指しており、社会福祉士には、ソーシャルワークの機能を発揮し、制度横断的な課題への対応や必要な社会資源の開発といった役割を担うことができる実践能力を身につけることが求められている。」とする。そして、「地域の様々な主体と連携した取組が必要となる中で、社会福祉士には、地域住民の活動支援や関係者との連絡調整などの役割を果たすことが求められている。」と結んでいる。これを受けて各論では、「社会福祉士養成課程におけるカリキュラムの見直し」「地域全体での社会福祉士育成のための取組の推進」「社会福祉士の役割等に関する理解の促進」の3つの項目を挙げ、特に社会福祉士の役割や成果の「見える化」を図ることの必要性を指摘する。

ii. 社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室「社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」（令和元年6月28日）³⁾

上記 i を受けて、社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しが提言される。ここでは「地域共生社会の実現を推進し、新たな福祉ニーズに対応するためにはソーシャルワーク機能の発揮が必要」であり、「ソーシャルワークの専門職である社会福祉士がその役割を担っていけるような実践能力を習得する必要がある」ため、2021（令和3）年度より新カリキュラムの導入を図るとする。特にカリキュラムの充実という観点から、①地域共生社会に関する科目の創設、社会福祉原論に

関する科目の名称変更ならびに全科目の必修化、②実習時間数の増加及び実習施設の範囲の拡充ならびに演習の再構成を含む、ソーシャルワーク機能を学ぶ科目の再構築、③司法領域に関する教育内容の見直し及び時間数の拡充、④精神保健福祉士養成課程の教育内容との共通科目の拡充を挙げている。

これらにおいて重要なことは、日本社会福祉士会（2018）も示すように、1）でみた地域共生システムの構築という政策を実現するための施策や事業の推進主体としてソーシャルワーカーが規定されている点である。そして、前述のとおり、地域共生社会を実現するための総合的・包括的支援と関係機関の連携・協働を鍵概念とした、分野横断的かつレベル縦断的实践と資源創出を柱とする、地域を基盤としたジェネラリストとしてのソーシャルワーカー像が想定されている点に注目する必要がある。また、カリキュラムの見直しもそうした方針に合わせて行われると理解することができる。その上で最も注目しなければならないのは、政策としての地域共生社会を実現するために、ソーシャルワーカーの存在を社会的に「見える化」することが求められていることにあるといえる。

以上のように、今日のソーシャルワーカーには地域の多様な課題に対して総合的・包括的に対応する実践を社会的に見える形で行うことを通して、専門職としての社会的信頼を高めることが求められている。すなわち、ソーシャルワークの機能を実践現場において顕在化させることにより、その「存在感」を示すことがソーシャルワーカーには求められているのである。この点において方法論はソーシャルワーカーの存在感（存在意義）とその行為を示すための根拠となるものであり、そうした観点に立った検討が必要であるといえる。

3. 実践理論の観点—社会福祉方法論を支える概念と構成

ソーシャルワーカーの存在ならびにその行為をとらえる場合、抽象化を図るための概念と構成に着目する必要がある。例えば、古川(2012)は社会福祉研究全般に関する課題に関して以下のように述べている。

・・・社会福祉と呼ばれる施策や援助活動の総体(社会福祉現象)が、何故に、何を根拠として存立しているのか、それはいかなる要素と原理によって構成され、運動しているのかを明らかにするとともに、そこで得られる知見と一定の将来展望に基づき、予測可能な制度設計の構想や援助活動のプランを政策決定や援助活動に携わる人々に提示し、社会福祉の発展に貢献することにある。

・・・各分野の視点や枠組み、手続き、概念装置(言語体系)、資料収集の方法について、これまで以上に関心を払う必要がある。(古川2012:121)。

この指摘に従えば、現象としての社会福祉をとらえるには、そのための理論的枠組みを構想する必要があるといえる。しかしながら、そのためのアプローチには、実践行為をどの立場からとらえるかの違いによりいくつかの所見がある(仲村・野坂, 1981; 中村, 1985)。例えば代表的なものとして、政策としての社会福祉を起点としてソーシャルワーカーの必然的必要性をその実践行為から論証するものや、利用者の生活行為を起点としてソーシャルワーカーの存在意義を検討するものを挙げることができる。以下ではそれらの所見を検討するのではなく、まずはその前提となる基本概念と構成内容を整理する。それは既存の所見を検討して方法論を構想する際

の基礎的な論点となるためである。

1) 社会福祉方法論における主要概念の関連性

方法論の検討では、主要概念となる方法論・方法、実践・援助・活動、能力・技術・技能などを操作的であれ規定しておく必要があるといえる。以下、既存のものを参照する。

「方法論」と「方法」の区分について、佐藤(1984:15)は、まず方法(method)を「ある目的を達成するため、対象に接近する場合には、主体が働きかける仕方、てだて、手段、またはそのための計画的手続き」と規定する。そして、「秩序正しい手続きやその過程、物ごとを行う規則的な方法や手順、一組みの手続きの形式、秩序ある配列・説明・展開や分類」であり、「より一般的には、それらを行うさいの秩序正しさと規則性、あるいは習慣的な対処法」と説明する(佐藤, 1984:15)。そのうえで、社会福祉の方法とは「実体概念」を意味するものとして、①貨幣的及び非貨幣的方法、②施設入所および在宅福祉の方法、③保険・手当・扶助・サービスによる方法、④援助の機能による方法、⑤個別のおよび階層的方法、⑥ソーシャルワーク実践の諸方法を提示する(佐藤, 1984:16)。一方、方法論(methodology)は、「科学研究の方法そのものに関する論理的反省、学問一般および個別諸科学の認識方法について研究する認識論・論理学の分野」であり、「方法学・研究方法論、哲学・科学・技術等で駆使される基本概念・原理・規則などの一群の方法およびこれらの方法の妥当性の研究」と規定する(佐藤, 1984:15)。その上で、方法論とは「社会福祉に対する科学研究の論理的反省」であり、①社会福祉を総体たらしめている大前提なり、原理・原則の検討を行う、②方法論の前提や方法そのものの論理的検討を行う、③

社会福祉の主体がその対象に働きかけていく際の方法・技術の総体の検討を行う、④ソーシャル・ワーク方法論と社会福祉方法論の論理的検討を行う、⑤社会福祉現象を科学に結びつける論理的検討を行う、⑥概念のつくり方、現象把握の方法、理論構成の仕方、科学的な一般化の検討を行う、という6つの内容を包含するとしている（佐藤、1984：17）。

これを踏まえれば、実践を展開するための具体的な手段、手続きを「方法」とし、「方法論」はその根拠となる考え方ととらえるのが有用であるといえる。ソーシャルワーク実践のモデルとアプローチの区分は不明瞭といわれることもある中、こうした外延と内包によって定義づけられた概念上の区別が必要になると考えられるためである。

次に「実践・援助・活動」に関して、秋山（2005：11-12）は2次元の座標軸を設定してこれらを区別している。座標軸は縦軸に専門性と非専門性、横軸に制度の有無（有給、無給）を置き、専門性と制度有り（有給）に「援助」を、また対極の非専門性と制度無し（無給）に「活動」を布置し、広い範囲をカバーする「活動」と範囲の狭い「援助」の中間として「実践」を位置付ける。「活動」には民生委員やボランティア活動といった非専門的な行動が分類され、また、「援助」には相談援助等のクライアントへの面接や利用者の主体的側面をサポートする行為が分類される。「実践」は援助には含まれない社会福祉従事者の専門的な行動を含むものであり、社会福祉施設長が行う運営管理、社協職員による住民の組織化、行政職員の計画、ワーカーの権利擁護やアドボカシーなどがこれに含まれるとする。そして、ソーシャルワーカーの業務は援助だけではなく実践の範囲を含むものであるとしている。この整理は行為内容とその性質に基づく分類であるといえ、行為の範囲

を直接的援助技術と間接援助技術の観点から一体的に整理することができる点で有用であるといえる。

さらに秋山（2005）は「方法」と「技術」の区別についても述べる。社会福祉における方法（method）とは実践における方法を意味し、目的・価値・知識・方法・社会的承認などから成り立つ「実践としての社会福祉」の中核的要素であるとする（秋山2005：15）。対して、技術（skill）は援助過程で使用される介入、面接、記録、評価の技術を意味し、社会福祉の方法の下位概念に位置づけられる。なお、技術は実践能力（competence）との関連でも論じられるため改めて後述する。ここでは具体的な一連の手続きを「方法」、その考え方が「方法論」、それを実践場面で具現化させるものが「技術」、そして技術を使う「実践能力」と区別しておく。

このように、ソーシャルワーカーが自身の存在感を示すためには、その行為を表す概念が必要となる。しかしながら、それらは多様であり、またその関連性も複雑である。これらを分類・整理をし、基本概念として改めて関連づけながら体系化を図ることが、方法論を構想する上での重要な論点であるといえる。

2) 社会福祉方法論の構成内容

ここでは方法論の構成内容に注目する。先述のとおり、その内容はカリキュラムにおいて一定の標準化が図られている。しかしながら、理論構成の観点から改めて検討する必要がある。理由は必要であるにもかかわらず反映されていないものやその逆のものを根拠なく否定することはできないためである。その点を踏まえ、以下ではカリキュラムによって標準化される前に出版された『講座社会福祉・第4巻』（1981）、『同・第5巻』（1984）ならびに『社会福祉方法論講座・I』（1981）、『同・

Ⅱ』（1985）の2種4冊の章と節の項目を取り上げて、その構成の特徴を見ておく。なお、『社会福祉方法論講座Ⅰ・Ⅱ』には『同・Ⅲ』の目次が掲載されており、これも合わせて参照する。これらはいずれも講座（シリーズ）として編纂されたものであり⁴⁾、現行のカリキュラムと比較しても、構成、内容ともに深みのあるものになっていると考える。

i. 『講座社会福祉』－「社会福祉実践の基礎」と「社会福祉実践の方法と技術」

第4巻では、導入の「社会福祉実践の基礎」で社会福祉と実践の関連性が取り上げられる。第1章の「社会福祉実践の原理」では「欲求と相互行為」「社会システムの構造と構造矛盾」「人間の発達段階と危機をもたらす出来事」「ストレス、危機、課題」「対処行動と対処行動のレパートリー」「社会福祉実践のプロセスと介入活動」といった、主に対象となる利用者とその生活行為に焦点を当てた項目で構成される。第2章の「社会福祉実践と職員」は「社会福祉実践の実態－職務分析からみた実態と問題」「社会福祉実践と職員の役割」「社会福祉実践の諸類型と性格・理念」「社会福祉実践における専門性」「社会福祉実践の展開とその諸条件」であり、こちらは福祉従事者の側で構成されている。第3章は「社会福祉施設の運営・管理」であり、「施設運営の基本原理」「施設運営の組織」「施設運営と処遇の実際」「施設運営の展開と条件管理」「社会福祉施設運営・管理の課題」といった利用者と福祉従事者が出会う「場」の構造・機能がテーマになっている。そして第4章の「社会福祉の各分野における実践の原理」では、児童相談所、特別養護老人ホーム、医療ソーシャル・ワーク、公的扶助が取り上げられる。以上、この巻は「人」や「場」に着目した構成となっている。

続く第5巻では主に理論的考察が展開され

る。総論に相当する第1章は「社会福祉実践における方法の意義－動向と課題」と題して「社会福祉における実践の方法と位置づけ」「社会福祉実践と方法の特質」「方法の専門分化と統合化」「方法の構成要素」「方法の共通部分と特殊部分」の5つの項目で構成される。また、第2章は「社会福祉技術の社会的基盤」であり、「『問題解決』と社会体制」「社会福祉技術の概念と意義」「社会福祉技術の社会的基盤」といった論点が掘り下げられる。第3章の「社会福祉実践の成立要件と方法・技術」は実際の場面に着目して「援助関係論」と「面接論」で構成され、続く第4章の「社会福祉実践の過程展開と方法・技術」では「実践過程展開と方法・技術の意義」「実践過程研究の経過」「過程研究の動向」「ソーシャル・ワークとその実践過程」「実践概念とその構成要素」「ソーシャル・ワーク実践の過程展開」により業務の遂行に焦点を当てた項目で構成される。そして、第5章の「対人福祉サービスにおける方法・技術」はサービス提供の場に着目して、「在宅福祉サービス」と「施設処遇」が取り上げられ、最後の第6章では「社会福祉方法論・技術の発展の手段と課題」をテーマに、「実践記録」「スーパービジョン」「調査」が述べられる。以上、この巻は主にソーシャルワークの枠組みとその歴史展開ならびにソーシャルワーカーの行為に焦点をおいた構成になっているといえる。

ii. 『社会福祉方法論講座』－「基本的枠組」「共通基盤」「実践過程」

こちらは3分冊6部構成で計画された。Ⅰ「基本的枠組」の第一部は「福祉方法論の基本的視点」であり、「社会福祉の一般理論と社会福祉方法論」「社会福祉における価値と方法論」「文化の諸類型と社会福祉方法論」「日本の社会福祉方法論の探求」「社会福祉方法論の科学的基礎」「社会福祉方法論の基本

原理—その概念・普遍性・限界の再検討」の6つの章で構成され、方法論の原理的意味に関する論究が複数収録されている。第二部の「社会福祉実践と技術」は、主に実践的な観点から「社会福祉における実践の意味」「社会福祉実践における『技術』の意味」「社会福祉サービスと社会福祉方法論」の3つの章で構成される。

Ⅱ「共通基盤」の第三部は「社会福祉方法論の共通基盤」であり、以下の6つの章で構成される。それらは「社会福祉の固有性と方法論」「社会福祉方法論の歴史」「社会システム論と社会福祉理論」「社会福祉方法論統合の現状と課題」「日本における分法論統合の意義と課題」「ソーシャル・ワーカーのアイデンティティ」である。論点は多様であるが、ソーシャルワークの歴史の変遷と基本的視点の重要性が指摘される。第四部の「社会福祉サービスと社会福祉方法論」は7つの章で構成される。それらは「社会福祉サービスにおける方法論」「社会リハビリテーションの方法と課題」「地域福祉の諸活動と社会福祉方法論」「アドミニストレーションの課題」「社会調査の位置と課題」「社会福祉計画の方法—対人福祉サービスの計画をめぐって」「ソーシャル・アクションと社会福祉方法論」である。間接援助技術や主要分野との関連性が取り上げられており、各論的な位置づけにあるといえる。

そして、Ⅲ「実践過程」では第五部の「社会福祉実践の過程における共通課題」が9つの章で、また第六部の「社会福祉専門職の現状と課題」は6つの章で予定されていた。第五部は「社会福祉実践の目的」「社会福祉実践のプロセス」「社会福祉実践における『契約』」「社会福祉実践における短期処遇法」「プロセスにおける『介入』の意義と方法」「プロセスにおける『課題』と機能」「社会福祉

実践の終結」「社会福祉実践における記録」「社会福祉実践の評価法」であり、表題通り過程論が主テーマとされた。また第六部は「社会福祉専門職と福祉労働」「社会福祉専門職の概念と条件」「ソーシャル・ワーカーの業務分析と役割」「専門職としてのソーシャル・ワーカー」「ソーシャル・ワーカーと社会福祉教育」「スーパービジョンの意義と方法」であり、ソーシャルワーカーの業務特性が予定されていたといえる。

これら2つの講座では実践行為としての方法と理論としての方法論に関して、構成に一部相違が見られるものの共通するところも多いといえる。例えば、ソーシャルワークの「業務特性」を起点として全体を見ると、それを理解するために「人（ソーシャルワーカー・利用者）」「問題設定」「分野・場」「社会的背景」「歴史」といった項目が設定されている点を挙げるができる。そして、これらが旧カリキュラムの「社会福祉援助技術論Ⅰ・Ⅱ」、現行の「相談援助の基盤と専門職」「相談援助の理論と方法」として、他の科目との関連が考慮されつつ整理されていったと見ることができる。

方法論の観点から言えば、実施形態という点で区分化された社会福祉の方法としてのソーシャルワークの実践を体系化する試みであったと見ることができる。こうした観点からカリキュラムの内容を検討する必要性は前述したとおりであるが、同時にそれはソーシャルワーカーの行為を教授するための方法論になるという観点からも検討する必要がある。

4. 教育的観点—「見える化」を支える方法論の教授

ここまで政策動向ならびに実践理論を着眼点にそれぞれの論点について述べてきた。そして、ソーシャルワークの「見える化」が政

策上の課題になっていること、また「見える化」を支える方法論の構想化に取り組むためには、基本概念と構成を検討する必要があることを指摘した。ここではもう一つの着眼点である教育を取り上げる。この観点から「見える化」を考えた場合、行為内容の「伝達」が鍵概念となる。以下、教育的観点から見るソーシャルワークの基本的枠組みとソーシャルワーカーの実践能力を取り上げる。

1) 社会福祉実践教育に着目した構成化のための着眼点

方法論を教育の観点から考える場合、学生に教授する内容は一定の枠組みの下で体系的に整理される必要がある。古川（2019：15-16）は社会福祉の構成要素を「対象」「目的」「主体」「方法」で規定し、また太田（1992：160）はソーシャルワークの実践の特性を「価値」「目標」「主体」「客体」「機関」「場面」「方法」「機能」の8つで類型化しているが、こうした枠組みに依拠した教授内容の体系化が方法論を構想する際の論点になると考える。

この点に関連して、窄山（2013）は社会福祉実践の基本的枠組みを特に初学者への導入教育の観点で整理している。そこではまず社会福祉全般とソーシャルワークを区分し、それぞれ下位項目を設定した。社会福祉に関する項目では、①理念：目指すべきところ、②現状・問題：社会の姿、③制度：社会のしくみ、④実践：人と社会をつなぐ、⑤歴史的背景をあげ、それぞれがソーシャルワークを学ぶ上での基礎知識として位置づける。特に④では人々が抱える問題は個別的なものであり、社会との間を調整する役割を担う人材が必要であるとの観点から、ソーシャルワーカーの行為を理解することが重要とした。その上でソーシャルワークを学ぶための5つの項目では、ソーシャルワーカーの行為が「専門性」

に基づくことを前提に、①相談援助専門職の価値・倫理、②自己覚知、③コミュニケーション、④状況理解、⑤問題解決（過程）の5つから整理している。①では価値と倫理を実際的かつ実践的に理解すること、②では「自分を知ること」の意味を実践的にとらえ、ソーシャルワーカーとしての姿勢・態度を問うことが重要とした。③では援助における聴き手の重要性を指摘し、「わかってもらえた」という観点から面接技術を活用することが重要とした。④では「その人に何が起きているのか、どのようなことで困っているのか」の観点から利用者の状況を理解すること、⑤ではその上で具体的な援助活動を想定することであった。そして、実践としてのソーシャルワークでは、ソーシャルワーカーとして「何ができるのか、どうすればできるのか」を追求し、それを実行するために「知ること」だけではなく「できること」を目指すことが重要であるとした。

初学者への導入教育を意図したこの枠組みは分かりやすさを優先して項目を簡略化したものであるが、専門職としてのソーシャルワーカーの実践能力や技術の向上を意図しているという点において、基本的な構成要素や特性に関する項目は含まれているといえる。しかしながら、「できる（ようになる）こと」を念頭に、特に演習・実習や現任訓練といった実践教育の観点からこれらをどのように教授するかを検討することは重要な課題である（岡本、1995、2001；川延1997、2008）。例えば、川延（1997：2-7）は教育場面における「援助する一される」関係が続くことによる「甘え」と無責任の状態から脱却を図る必要がある、そのためには社会福祉の教授と援助方法の共通性を認識し、教授活動を一つの社会福祉実践としてとらえることの重要性を指摘している。教育を実践としてとらえるという観

点に基づいた具体的方法の検討は方法論を構想する上での重要な論点であるといえる。

2) 実践能力に関する概念規定

政策的観点あるいは実践的観点のいずれに立つとしても、実践現場でソーシャルワーカーが存在感を示すために求められるのは、法則に基づいた問題の「理解」だけではなく、課題解決を意図した実際の「行為」であることは言うまでもない。そのため、ここでは特に実践教育において目標となる、実践能力としてのコンピテンスとスキルに着目する。

コンピテンスは「生活状況に対処する能力」(Sundberg, Snowden & Reynolds, 1978 : 179)を意味し、ソーシャルワークでは利用者とソーシャルワーカーの両者に関して使用されてきた(窄山, 2011)。また、前述したようにスキルは具体的な行動のレパートリーを意味し、その特徴は具体性あるいは課題性にあり、スキルの一つひとつがコンピテンスを規定する要因として機能する一方で、コンピテンスは具体的な行動の背景に存在し、その行動を展開する能力を意味する(菊池・堀毛, 1994 : 4)。平塚(2004)は、ソーシャルワークの観点から、スキルを「実践能力を通して具現化される熟練した技(わざ)」(p.11)と定義づけ、さらに実践能力(コンピテンス)は「ソーシャルワーカーの事象の認知・認識能力、価値実現に向けての援助行為への変換推進能力とからなる」として、「ソーシャルワーカーをして具体的援助行為に示される熟練した統合的一体的技術表現」(平塚, 2004 : 11)であるとした。その意味では、特定の場面に対応するための行動様式の一環をスキル、その行動様式を選択し活用する能力が実践能力(コンピテンス)と理解することができる。

その上で社会福祉実践教育をコンピテンスとスキルの関連でとらえると、先述のように、

ソーシャルワーカーには「知っていること」だけではなく「できる(ようになる)こと」が期待されている。その意味においてソーシャルワーカーに課せられるのは、スキルをただ使えるのではなく、専門職倫理に則って間違った使い方をしないこと、加えてスキルそのものを卓越した形で使用できることと言換えることができる。そうしてはじめて一般的かつ日常的なスキルであったとしても、「ソーシャルワーカーは(当然に)できる」だけでなく、「ソーシャルワーカーだからできる」という専門職のレベルに達したスキルとその活用を「見せる」ことができるようになるとともに、そのことが専門職として社会的に承認されることにもつながっていくと考えられる。そして、そのためには修得したスキルを実践的に再構成し活用していく実践能力の向上方策を、教育的観点から理論的かつ実践的に検討する必要がある。岡本(1995, 2001)が指摘したように、専門職教育として講義・演習・実習(指導)を一体的にとらえ、事例研究やシミュレーションを方法とした社会福祉教授法としての方法論の確立が求められるといえる。

5. 着眼点と論点に関する予備的考察

本稿の目的は、政策・理論・教育といった着眼点から方法論を展開する上での論点を整理することであった。結果的に、施策の担い手となるソーシャルワーカーの養成方法に着目することとなった。ここで注意すべきは、ソーシャルワーカー養成に帰結したとしても、古川(2004)が指摘するように「ソーシャルワークは社会福祉の一部であり、ソーシャルワークが社会福祉を代表するわけではない」(p.17)ことを踏まえた上で、「わが国における社会福祉援助の経験を理論化し、体系化を試みることによって日本製の社会福祉援助理

論の体系を構築すること」(p.19)が求められるという点である。そして、そのような観点から方法論を構想するには、社会福祉全体を視野に入れたものとなるように検討する必要があるといえる。その点において、本稿は予備的な考察の域を出ないが、以下では一先ずの到達点を図1によりまとめておく。

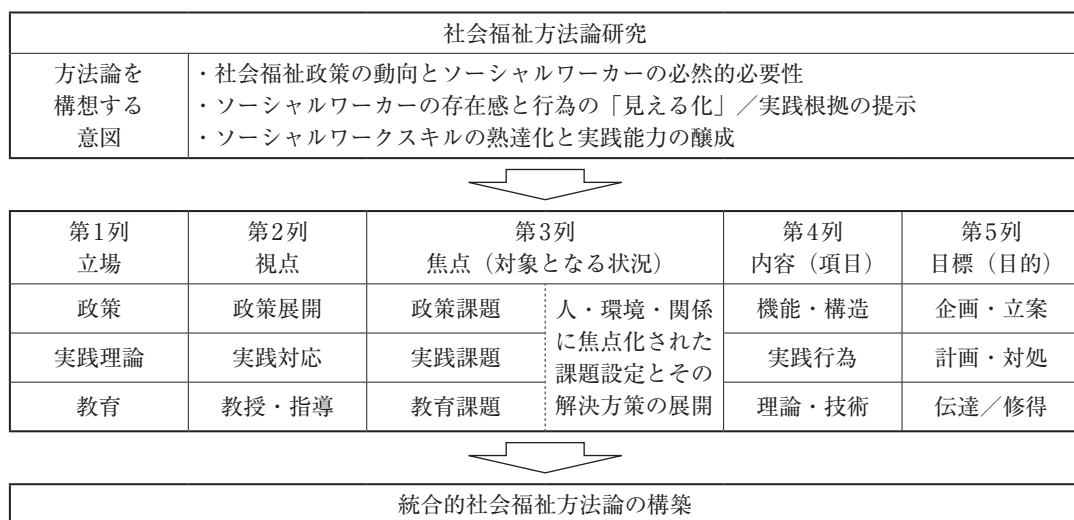
ここでは3つの着眼点を各行の第1列に配置し、これを他の4つの列で整理した。その意味で第1列は方法論を構想する際の「立場」であり、本稿で取り上げた政策、実践理論、教育を配置した。そして第2列は立場により明らかになる方法論を検討する際の「視点」であり、第1列との対比で政策展開、実践対応、教授・指導を配置した。第3列は「焦点」、言い換えれば対象となる状況であり、政策課題、実践課題、教育課題とした。なお、この列は人(行為)、環境(事物)、関係(形態)といった立場に基づく対象の選定が必要となる。第4列は立場・視点から導かれる「内容(項目)」とし、機能・構造、実践行為、理論・技術を配置した。そして第5列の「目標(目的)」には企画・立案、計画・対応、伝達／

修得を分類した。なお、表中の「/」は対照的關係にあることを示している。

ところで、方法論の着眼点にはこれ以外に研究が想定されるが、本稿では各行に共通するリサーチデザインととらえ記載していない。これに関連して、実践理論は事態の解明と状況への対処のいずれに目的を設定するかで論点も分かれるが、一先ず実践行為を内容とするものとして一つにまとめた。いずれにしても、方法論を構想する上では見たいものを見るために、見る側(視点)と見られる側(焦点)を区別することが重要であると考え(岸山, 2015)。

さらに言えば、この視点と焦点を定める際にはアプローチの基盤となる考え方にも考慮する必要がある。例えば、仲村・野坂(1981)は代表的な論者7名の社会福祉論と社会福祉方法論の特徴をまとめている。また、中村(1985)は社会福祉方法論を人間科学、社会関係論的社会科学、構造分析的社会科学の3つのモデルから検討している。さらに、古川(2004)は社会福祉学の特長として、規範科学、分析科学、設計科学、そして実践科学

図1 社会福祉方法論の着眼点と論点に関する試論的概念整理



筆者作成

の4つを設定し、特に設計科学の観点が重要としている。加えて、グローバル定義でも示されるとおり、社会福祉方法論、特にソーシャルワークでは学問分野を交差させた学際的アプローチが必要とされる。しかしながら、その一方でこうしたアプローチの多様性は、例えば政策論と技術論の間で見られたような二項対立的なとらえ方では、排他的もしくは自己弁護的に陥りやすいことも理論史が示している。そうならないためにも、アプローチの多様さを認めた上で、システム論の観点から社会福祉の政策と実践を一体的・統合的にとらえることが重要であるといえる（高田, 1979；太田, 1992；古川, 2004）。

以上のように、方法論を構想するためには、特に視点と焦点を意識した上で、法則定立型科学としての「わかる」と課題解決型科学である「できる」の両方の見地から、複数の概念を関連づけて理論モデルとして体系化を図ることが必要といえる。とりわけ、今日では「実践者—調査者」や「教育者—研究者」など複数の立場からアプローチすることが望まれる中、3つの着眼点を独立的にとらえるのか、もしくは組み合わせ、あるいは統合的にとらえるのか、さらに言えば視点や焦点をどこに設定し、どのようにアプローチするのかなど、研究上の課題も多い。しかしながら、そのような課題に取り組むことで政策展開におけるソーシャルワーカーの必然的必要性や、実践行為を通してのソーシャルワーカーの存在感を示す方策も見えてくるとともに、教育においても実践能力とスキルを伝達する道筋も示唆されていくと考えられる。そのためにも、構想した方法論は事例等によって確認（検証）する作業が必要となる。その際に留意すべきことは、帰納的見地だけでなく演繹的見地に立った取り組みの重要性を再確認することであると考える。岩間（2004）が指摘した

ように、演繹と帰納による結果を円環的に積み重ねることが、理論構築では重要であると考えられるためである。

6. おわりに

日々の教育場面では自身の実践経験をふりかえる機会も多く、そうした際に実践を整理するための理論の必要性を感じる。今回はそうした動機のもとに、方法論を構想する上での着眼点と論点を、わが国の近年の政策動向、実践理論の基礎概念と構成、ならびに講義・演習・実習（指導）を一連のものにとらえる教育の観点から述べてきた。本稿はその意味で方法論、特にソーシャルワークの理論化において検討すべきテーマを描写したものと見える。

最後に、本稿の一先ずの到達点を踏まえ、改めて今後の研究課題を挙げる。1つめは方法論を構成する概念を視点と焦点の観点から検討し、構成項目として整理すること、2つめは演繹的手法による研究枠組を考案すること、そして3つめは、最も大きな課題であるが、実践を基軸とした政策・理論・教育の連関性を基盤とする方法論を構想することである。本稿の不十分さは今後の研究課題として引き続き取り組んでいくこととしたい。

注

- 1) 社会福祉士は、1987（昭和62）年に公布された社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）で規定される名称独占の国家資格である。その業務は、「専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行う」と規定される。

- 2) ソーシャルワーカーの国家資格には精神保健福祉士もあるが、本稿のテーマは資格制度ではなく社会福祉方法論であることから、今回は社会福祉士だけに言及することとした。
- 3) 新カリキュラム案の解説ならびに現行カリキュラムからの変更点は『月刊福祉(2019年11月号)』に詳しい。なお、現行カリキュラムの内容は、厚生労働省「平成19年度社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて(全体版)」を参照されたい。
- 4) 講座・シリーズはその後にも出版されている。社会福祉方法論、特に実践方法をテーマとするものには、例えば「社会福祉基礎シリーズ」(全17巻)の『ソーシャルワーク実践の基礎理論(第2巻)』(2002, 2010改訂)と『ソーシャルワーク実践とシステム(第3巻)』(2002), 「これからの社会福祉」(全10巻)の『社会福祉援助方法(第9巻)』(1999), 「戦後社会福祉の総括と二一世紀への展望」(全4巻)の『実践方法と援助技術(第4巻)』(2002)がある。

引用・参考文献

- 秋山智久(2005)『社会福祉実践論－方法原理・専門職・価値観[改訂版]』ミネルヴァ書房。
- 古川孝順(2004)『社会福祉学の方法－アイデンティティの探求』有斐閣。
- 古川孝順(2012)『社会福祉学の探求』誠信書房。
- 古川孝順(2019)『社会福祉学の基本問題〈古川孝順社会福祉学著作選集・第1巻〉』中央法規出版。
- 『月刊福祉(2019年11月号)』「特集・ソーシャルワーク教育の新しいステージ」, 13-45。
- 平塚良子(2004)「ソーシャルワークにおけるスキルの意味」, 岡本民夫・平塚良子編『ソーシャルワークの技能－その概念と実践』ミネルヴァ書房, 1-20。
- 岩間伸之(2004)「ソーシャルワーク研究における事例研究法－『価値』と『実践』を結ぶ方法」『ソーシャルワーク研究』29(4), 36-41。
- 川延宗之(1997)『社会福祉教授法－介護福祉士・社会福祉士・保母養成教育の授業展開』川島書店。
- 川延宗之編(2008)『社会福祉士養成教育方法論』弘文堂。
- 菊池章夫・堀毛一也編著(1994)『社会的スキルの心理学』川島書店。
- 北島英治・副田あけみ・高橋重宏・他編(2010)『ソーシャルワーク実践の基礎理論[改訂版]〈社会福祉基礎シリーズ2〉』有斐閣。(初版は2002)
- 小松源助(1983)『社会福祉方法原論』序説『社会福祉学』24(2), 1-49。
- 厚生労働省「平成19年度社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて(全体版)」
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/shakai-kaigo-yousei01.pdf> (閲覧日2019年10月14日)
- 厚生労働省「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)最終とりまとめ」(平成29年9月12日)
<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000176885.html> (閲覧日2019年10月12日)
- 厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会(地域共生社会推進検討会)」の中間とりまとめ(令和元年7月19日)
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000213332_00015.html (閲覧日2019年10月12日)
- 厚生労働省社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」(平成30年3月27日)
<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000199561.html> (閲覧日2019年10月12日)
- 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室「社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」(令和元年6月28日)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-yousei/index_00012.html (閲覧日2019年10月12日)
- 黒木保博・小林良二・坂田周一・他編(2002)『ソーシャルワーク実践とシステム〈社会福祉基礎シリーズ3〉』有斐閣。
- 中村永司(1985)「わが国の社会福祉方法理論における科学的認識の系譜と展開」, 大阪市立大学社会福祉学研究室三十周年記念論文集編集委員会編『大阪市立大学社会福祉学研究室三十周年記念論文集』海声社, 3-21。
- 仲村優一・窪田暁子・岡本民夫・他編(2002)『講

- 座・戦後社会福祉の総括と二一世紀への展望－IV実践方法と援助技術』ドメス出版。
- 仲村優一・松井二郎編（1981）『社会福祉実践の基礎〈講座社会福祉4〉』有斐閣。
- 仲村優一・小松源助編（1984）『社会福祉実践の方法と技術〈講座社会福祉5〉』有斐閣。
- 仲村優一・野坂 勉（1981）「社会福祉の一般理論と社会福祉方法論」, 野坂 勉・秋山智久編（1981）『社会福祉方法論講座Ⅰ・基本的枠組』誠信書房, 3-34。
- 日本社会福祉士会編（2018）『地域共生社会に向けたソーシャルワーカー-社会福祉士による実践事例から』中央法規出版。
- 日本社会福祉士会『『ソーシャルワークのグローバル定義』について』（2015.2.13.）
https://www.ifsw.org/wp-content/uploads/ifsw-cdn/assets/ifsw_64633-3.pdf（閲覧日2019年11月18日）
- 野坂 勉・秋山智久編（1981）『社会福祉方法論講座Ⅰ・基本的枠組』誠信書房。
- 野坂 勉・秋山智久編（1985）『社会福祉方法論講座Ⅱ・共通基盤』誠信書房。
- 岡本民夫（1995）「演習の意義と目的」, 岡本民夫編『社会福祉援助技術演習－実践に必要な柔軟な応用思考・動作の訓練』川島書店, 1-7。
- 岡本民夫（2001）「社会福祉援助技術総論」, 社会福祉教育方法・教材開発研究会編『新・社会福祉援助技術演習』中央法規出版, 3-11。
- 岡本民夫（2002）「戦後日本における社会福祉実践理論の展開」仲村優一・窪田暁子・岡本民夫・他編『講座・戦後社会福祉の総括と二一世紀への展望－IV実践方法と援助技術』ドメス出版, 42-56。
- 岡村重夫（1976）「社会福祉方法論再考の覚え書」, 吉田久一編『戦後社会福祉の展開』ドメス出版, 53-65。
- 岡村重夫・高田真治・船曳宏保（1979）『社会福祉の方法』勁草書房。
- 太田義弘（1992）『ソーシャル・ワーク実践とエコシステム』誠信書房。
- 窄山 太（2011）「ソーシャルワークにおけるコンピテンスの活用性」『インターディパートメント論集』4, 1-24。
- 窄山 太（2013）「社会福祉相談援助（ソーシャルワーク）を学ぶための着眼点－相談援助演習・実習への導入学習の観点から」『インターディパートメント論集』6, 47-66。
- 窄山 太（2015）『ソーシャルワークの焦点と状況概念』久美。
- 真田 是編（1979）『戦後日本社会福祉論争』法律文化社。
- 佐藤豊道（1984）「社会福祉方法論の基本的視角」, 太田義弘・佐藤豊道・秋山薊二・他『ソーシャルワーク－過程とその展開』海声社, 15-19。
- 白澤政和・尾崎 新・芝野松次郎編（1999）『社会福祉援助方法〈これからの社会福祉・第9巻〉』中央法規出版。
- Sundberg, Norman D., Snowden, L. R., & Reynolds, W. M. (1978). *Toward Assessment of Personal Competence and Incompetence in Life Situation, Annual Review of Psychology*, 29, 179-221.
- 硯川眞旬（1995）『改訂増補・現代社会福祉方法体系論の研究』八千代出版。
- 高田真治（1979）『社会福祉計画論』誠信書房。
- 吉田久一（1995）『日本社会福祉理論史』勁草書房。

[付記] 本稿提出後、2019（令和元）年12月26日付で「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）最終とりまとめ」が公表された。この報告書は本稿との関連において重要なものである。